

「第21回愛媛県小学生人権メッセージコンテスト」中予地区大会実施要領

1 主 催

松山地方法務局人権擁護課、松山人権擁護委員協議会

2 後 援

中予地域人権啓発活動ネットワーク協議会

3 趣 旨

次代を担う小学生が人権問題についてメッセージを書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

4 応募規定

(1) 対象

松山市、伊予市、東温市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、上浮穴郡久万高原町内の小学校及び特別支援学校の小学部に在学する4学年以上の児童並びに外国人学校に在学する者で小学校4学年以上に準ずる児童

(2) メッセージの内容

「人権尊重」、「自由平等」、「平和」、「思いやり」、「友達」、「友情」等、日常の家庭生活、学校生活、グループ活動、又は、地域社会との関わりなどの中で得た体験を通じて、人権を守ることの大切さや必要性について『誰かに伝えたいこと』などを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の様式

原稿用紙は、別途配布する専用用紙（小学生人権メッセージコンテスト原稿用紙）又は適宜の様式（400字詰原稿用紙等）とする。

提出するメッセージについては、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

学校名、氏名、題名を除き、200字以内とする。

外国語でメッセージを作成した場合、並びに視覚に障害があり、点字又は録音テープでメッセージを作成した場合には、それぞれ200字以内の翻訳文、墨字又は反訳文を付するものとする。

なお、200字を超えた場合は、審査の対象とならない。

5 応募方法

(1) 推薦基準等

各小学校等は、学校に提出のあった作品の中から代表作品を選出し、代表作品の原本（原則原本とするが、やむを得ない事情がある場合はコピーでも可）を別紙「中予地区大会応募作品送付書」とともに、下記(3)の送付先に提出するものとする。

なお、各小学校等から地区大会に提出できる作品の数は、各校における応募作品数（学校に提出のあった作品数）により、次のとおりとする。

〔総応募作品数〕

49編以下の場合

〔応募作品数〕

1編以内

50編以上99編以下の場合	2編以内
100編以上199編以下の場合	3編以内
200編以上299編以下の場合	4編以内
300編以上	5編以内

(2) 応募締切日

令和7年9月8日（月）必着

(3) 送付先及び連絡先

〒790-8505 松山市宮田町188番地6
松山地方法務局人権擁護課（担当：松田）
TEL 089-932-0888（代表）

6 表彰等

(1) 審査会

中予地区大会審査会における審査により、各学校から提出された作品の中から最優秀賞、優秀賞及び奨励賞の各賞を決定する（最優秀賞（2編程度）、優秀賞（4編程度）、奨励賞（若干編））。

(2) 表彰状及び副賞

入賞者には表彰状及び副賞を授与する。

(3) 入賞発表

審査会終了後に、各学校に審査結果を通知するものとする。

なお、入賞作品の応募者に対しては、所属校を経由して通知するものとする。

(4) 参加賞

応募者全員に参加賞を贈呈する。

7 愛媛県大会への推薦

地区大会主催者は、「第21回愛媛県小学生人権メッセージコンテスト」実施要領（松山地方法務局ホームページに掲載）に基づき、入賞作品の一部を愛媛県大会に推薦するものとする。

なお、令和7年12月に、愛媛県大会の表彰式を行う予定である。

8 応募に当たっての注意事項等

(1) 応募作品は、未発表のものに限る。

※未発表とは、他のコンテスト等に応募していないこと、又は作品集・ホームページ等で一般に公表されていないことをいう。

(2) 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象とならない。

(3) 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物（過去の入賞作品、書籍、論文、インターネット上に公開されている文章等）を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

(4) 応募作品は、返却しない。

(5) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。

(6) 愛媛県大会入賞作品については、一般に公開することを予定しているので、公表を希望しない作品については応募することができない。

また、作品中に登場する人物（応募者本人以外の第三者〔親族を含む。〕）について、個人の特定が可能であると認められる場合に、当該個人から作品を公表

することについての承諾が得られないときも同様とする。

- ・公表部分：学校名、学年・氏名（下記(7)の場合を除く）、題名及び本文
- ・公表方法：法務局ホームページ、作品集及びポスターへの掲載、新聞、自治体広報紙、テレビ・ラジオによる報道等（予定）

- (7) 作品の公表に当たって、応募者の意向に応じて、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とする。
- (8) 作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で、本人の承諾の下に一部修正することがある。
- (9) 応募作品について、転載等を希望する場合は、事前に上記 5 (3) の連絡先に連絡する。

「第21回愛媛県小学生人権メッセージコンテスト」中予地区大会 応募作品送付書

学校名：_____

担当教諭名：_____

学校長名：_____

電話番号：_____

応募作品数(注1)：_____

FAX番号：_____

※学校に提出のあった全作品数を記載

応募作品一覧表 (注2)

	作 品 名 (ふりがな)	学 年	氏 名 (ふりがな)	非公表希望 (以下の番号を記載) ①全て公表可 ②氏名のみ非公表 ③学年及び氏名を非公表 ④学校名、学年及び氏名を非公表
1				
2				
3				
4				
5				

(注1) 応募作品数は、学校に提出のあった全作品数を記載してください。

(注2) 法務局に応募できる編数は、要領5(1)のとおり、児童から学校側に提出のあった編数に応じて、1～5編と定めています。作者氏名は、入賞した際の賞状の作成に利用しますので、俗字等字体に注意し、記載してください。